

森町教育委員会定例会会議録（要旨）

会 議 名	平成29年2月森町教育委員会定例会				
開 催 日 時	平成29年2月24日（金） 13時30分				
会 場	森町文化会館 第3研修室				
出席委員	委員長	井口 始			
	委員長職務代理者	岡本孝祥			
	委 員	村松加代子			
	委 員	鈴木眞子			
	教育長	比奈地敏彦			
出席者	学校教育課 課長	西谷ひろみ	社会教育課 課長	鈴木富士男	
	課長補佐	古川敏勝	課長補佐	杉山秀彦	
	学校教育係長	小澤貴代美	課長補佐	北島恵介	
	庶務係長	岩井秀司	社会教育係長	藤原崇	
傍 聴 者	なし				

1 開 会

委 員 長	委員の出席を確認し、開会を宣告。
-------	------------------

2 前回会議録の承認

委 員 長	事前に配付してある前回定例会の会議録について、質疑を求める。
委員全員	質疑なし承認。
委 員 長	前回定例会会議録の承認を宣し、教育長の報告を求める。

3 教育長の報告

委 員 長	2月に開催及び出席した各種会議等について、教育長からの報告を求める。	
教 育 長	1日・課長会議 ・園長・校長会	(3月議会提出議案確認 職員の接遇対応について等) (郷育3 適正な補助教材の選定 保護者へのお礼危機管理)
	3日・静岡大学武井教授来町	(町長との懇談 調査の進捗状況確認等)
	5日・第46回森町ロードレース大会	(町内含む県内外から約2,500人が参加 ハーフ、3km、10km、5.3kmの部 2,135人完走 小雨の中開催)
	8日・森町健康づくり推進委員会	(成人保健、母子保健の各事業について 健康増進計画進捗状況)
	11日・小国神社紀元祭及び建国記念式典〈建国記念の日〉	(日本建国の理解を深め、祝う式典、地域住民及び 地域の子どもの参加者も多数)

	<p>13日・文化財保護審議会 (町指定文化財候補の諮問審議物件3件 ※ 現地視察含む)</p> <p>14日・男女共同参画計画策定委員会 (パブリックコメントを受けて最終の委員会)</p> <p>15日・課長会議 (3月議会定例会について等)</p> <p>16日・第2回総合教育会議 (28年度における森の教育の状況 次期学習指導要領実施を見据えて 森町の学校の在り方等協議)</p> <p>17日・宮園小統合50周年記念講演 (小国神社 打田宮司の講演会 「ガキ大将から60年」)</p> <p>20日・学校給食連絡協議会 (28年度の給食運営状況、29年度の学校給食運営について等)</p> <p>21日・静岡県町教育長会理事会 (29年度の総会、研修大会 ※三島市にて 役員の改選について)</p> <p>22日・県庁訪問 ※町長と共に訪問 (教育次長と会談 旧周智高校跡地売却について) ※社会教育課員同席</p> <p>・交通安全対策委員会 (28年度交通安全対策実施結果報告及び次年度の計画案について)</p> <p>・心ふれあう町づくり研修会 (開会の挨拶 モデル町内会実践発表)</p> <p>23日・袋井・森教育研究会長来庁 (事業報告と次年度の活動報告)</p> <p>24日・森町教育委員会 (定例教育委員会 議事6件 報告事項5件)</p> <p>28日・議会全員協議会 (いじめ防止等対策推進条例について 園・学校の在り方検討会 について等)</p>
委員 長	教育長の報告について、質疑を求める。
委員 長	2月21日の静岡県町教育長会理事会において町教育長会の会長に就任された。今後、いろいろな情報が得られると期待する。
委員 全員	他に質疑なく承認。

4 付議する案件

【議 事】

委員 長	議事について事務局に説明を求める。 議第32号 森町いじめ防止等対策推進条例の制定について説明を求める。
学校教育係長	議第32号 森町いじめ防止等対策推進条例の制定について 以前、学校教育課長から説明した件であるが、国がいじめ防止対策推進法を施行したことから、町でも条例を制定するもの。森町いじめ問題対策連絡協議会、森町いじめ防止等対策推進委員会、森町いじめ問題再調査委員会の3つの組織を設置するもの。協議会については、法で設置するものとなっているが、推進委員会と再調査委員会は条例で設置する必要がある。平成26年に承認いただいた基本的な方針に沿ったもの。重大事態が発生したときに対応できるようにするため制定する。
委員 長	以上について質疑を求める。
村松 委員	表記について疑問が2点ある。 第2条の(1)に「在籍している等当該児童」となっているがこの「等」の意味するところが分からない。
学校教育果長	「在籍している等」と「当該児童」で区切られる。該当児童と一定の関係にあるという意味。

岡本委員	句読点が入ると分かりやすい。
委員長	表記の仕方としては間違っていないが、「等」に何が含まれるか分かると良い。
学校教育果長	国の法律の表記を参照している。
村松委員	第5条の3行目の「及び」についても、国の法律を参照しているか。
学校教育果長	「及び」の後ろは少し違うが、国の表記と同じ。
岡本委員	第11条の6項で漢字の「者」とひらがなの「もの」が混在している。
学校教育果長	例規担当に確認する。
委員長	事務局に一任する。
岡本委員	最近、教師によるいじめが報道されているが、この条例の対象となるのか。
学校教育果長	教師については、いじめではなく体罰又はパワハラとなる。
岡本委員	第10条の「その他教育委員会が必要と認める事項に関する事」とは、何を想定しているのか。
教育長	多岐にわたるケースに対応するために謳っている。
岡本委員	学校を超えたいじめの場合はどのようなになるか。
教育長	該当する。
委員長	第2条の定義で謳われている。非常に重要な定義。
学校教育果長	先程の対策推進委員会が行うことの3番目の「その他教育委員会が必要と認める事項に関する事」とについては、重大事態に対する調査に関する事と、防止等の対策の支援に関する事のほか、事態が起きなくても対策推進委員会を開催し、町の現状について触れていきたいと考えている。
委員長	この条例は、防止対策や起こったときの対策がねらいとなっている。現状としては、全国的に発生件数が減っていない。いじめ以前の対応を、普段の生活の中から大切にしていかなないと発生を抑えられない。それは、思いやりの心という言葉に尽きるが、教科や学校生活全般の中で思いやる心を涵養し、家庭や地域とも連携して考えていかなければならない。もう一点は教職員の意識、自覚あるいは使命感のようなものを醸成していく必要がある。どこかの校長が教員にもいじめがあったという発言をした報道があったが、それはいじめではなく、地公法や学校教育法の違反というようなレベルの話。教員は励ましのつもりでやったことが行きすぎてしまうことがあるが、教員自身自覚が必要。先日のあすなろでの協議会においても、このような条例が制定されると、条例についての研修はあるが、それ以前の子供の人権を大切にするというレベルでの研修が必要ではないかと発言した。大学の教授も福島出身の学生に対して放射能を浴びていると光るなどと、みんなの前で電気を消して見せたと報道があった。このようなことでは、子供の世界でも無くならないと言える。条例も大切にしたいし、それ以前の教育も大事にしたいと考える。
委員全員	他に質疑なく承認。

委員 長	議第33号 森町学校のあり方検討会設置条例の制定について説明を求める。
学校教育課 課長補佐	議第33号 森町学校のあり方検討会設置条例の制定について 町内の人口減少とともに、幼稚園・小中学校の児童生徒数も激減している。複式学級の学校もある中で、子供たちのよりよい学習環境を確保するための学校のあり方を検討するため、附属機関として「学校のあり方検討会」を設置したく条例を制定するもの。
委員 長	以上について質疑を求める。
委員 長	総合教育会議での説明の後、町長部局と調整した部分はあるか。
教 育 長	ない。全員協議会で説明する予定。
委員 全員	他に質疑なく承認。
委員 長	議第34号 森町立小・中学校学校管理規則の一部を改正する規則の制定について説明を求める。
庶務係長	議第34号 森町立小・中学校学校管理規則の一部を改正する規則の制定について 10月30日に開催された学校管理規則等検討委員会の中で検討されたもの。学校管理規則等検討委員会は、校長、教頭、教務主任、事務、養護教諭等が委員になって学校関係の例規の見直しや検討を行う。 本規則の改正は、現行では、校長が年次有給休暇を取得する場合や宿泊を要する出張をする場合、教育委員会に申請・届け出が必要となっているが、事務の効率化から、職員と同様な取り扱いに変更するもの。これは、昨年度の処務規程の改正の際に承認され、本年度から、校長の委員会への申請・届け出を運用で省略していたが、特別問題がなかったため、規則からこの部分を削除したい。 改正の内容については、41条及び42条第2項が、現行で必要となっている校長の委員会への届け出を省略するもの。42条第3項は、校長の宿泊を要する出張が7日以上となる時、現行では委員会の承認が必要だが、届け出するように変更するもの。
委員 長	以上について質疑を求める。
委員 長	実際には、この内容でやってきたとのことだが、支障はないか。
庶務係	特に支障はない。
委員 全員	他に質疑なく承認。
委員 長	議第35号 森町立小・中学校処務規程の一部改正について説明を求める。
庶務係長	議第35号 森町立小・中学校処務規程の一部改正について 改正の理由の①は、議第34号 森町立小・中学校学校管理規則の改正に合わせて、処務規程を改正するもの。 42条第1項と第3項は、職員・校長が7日以上の出張の際、委員会の承認が必要なところを出張届の提出をするように変更するもの。第2項は、校長の宿泊を要する出張に届出を必要としているが、これを削除するもの。この改正に伴い、様式第73号の出張承認願を出張届に変更。現行の様式第74号は校長の出張届だが、職員と同じ様式第73号を使用するため、これを削除し、現行の様式第75号を様式第74号とする。 改正の理由の②は、学校からの要望で、校内分掌組織の補助機関を現状に合わせて追加するもの。この補助機関は、参考のための例示。改正の内容は、別表第2の補助機関の就学指導委員会を就学支援委員会に字句の訂正、修了・卒業認定委員会、教材選定委員会、コンプライアンス委員会の3つを追加する。

	改正の理由の③は、様式の届出書の公印が必要なものと不要なものがあるため、届出書については、公印を省略するように扱いを合わせるもの。内容は、様式第28号、29号、35号、72号の校長印を省略する。
委員長	以上について質疑を求める。
委員長	2点目については、学校からどのような要望があったか。
庶務係長	校長からの提案で、現状に合わせ改正するように委員会でも審議した。
委員長	既に、学校において、このような補助機関で運営しているため規定の中で明示すると捉えて良いと思う。
委員全員	他に質疑なく承認。
委員長	議第36号 平成29年3月補正予算の提出について説明を求める。
学校教育課長	議第36号 平成29年3月補正予算の提出について 平成26年度から藤本さんから母校である森中学校へ贈呈本のいただき、以来毎年、寄附金をいただいている。ふるさと応援寄附金として平成29年度新入学生徒へ「心に響く小さな5つの物語」という短編集を贈呈いただけると話があった。購入のための寄附金であり、歳入歳出14万5千円を計上した。
委員全員	他に質疑なく承認。
委員長	贈呈はいつになるか。
学校教育課長	入学式当日に届く。そのため、本年度予算に計上。
委員長	披露についての予定は。
学校教育課長	各学校に説明をお願いしている。
委員長	議第37号 町指定文化財の決定について説明を求める。
社会教育課 北島補佐	議第37号 町指定文化財の決定について 先月の定例会において、諮問することについて承認を得たため、審議会を開催。答申が出たので、決定して良いか議決を求める。 2月13日の審議会に委員5名中4名出席。候補物件3件について、指定が妥当であるとの答申。審議の中で、林委員から三ツ石の場所が車で荒らされているようだが車道であるか質問があった。鈴木課長から赤道であり通行は妨げられないが、危険な状態であり、建設課と協議の上、止めることも可能であると答弁。北島補佐から、雨水により石の下部が掘削されており、流出した土を戻し補修する必要があると説明し、神社から内諾を得た。下天方村の文書について、林委員から、このような古文書が町内にたくさんあるのではないかと、価値の高いものの対策も必要ではとの質問があった。前回指定された江間家の土蔵に保管したり、新たに飯田崇信寺文書等、貴重な中世文書が指定も大事であると答弁した。 以上3点について、特別問題なく、現地視察後、全員意義無しで承認された。
委員全員	質疑なし承認。

【報告事項】

--	--

委員 長	報告事項について事務局に説明を求める。 報第43号 森町公立学校に勤務する県費職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部改正について説明を求める。
庶務係長	報第43号 森町公立学校に勤務する県費職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部改正について 第2条の定義については、学校事務からの指摘事項で、自家用車の所有者について、現行では、職員と生計を一にする親族等となっているが、これに「(職員と別居する二親等までの親族を含む)」を追加。 第5条については、自家用車の公務使用の承認手続きにあたり、免許証の確認に関する文言を追加する。これは、平成28年6月に県教育委員会から、職員の運転免許証の有効期限の確認を徹底するように通知され、これに対応するもの。改正内容は、使用承認の手続きにおいて、運転免許証並びに関係書類の原本を所属長に提示するように追加。また、第2項では、申請事項に変更が生じた場合にも、免許証並びに関係書類を提示するように、合わせて追加する。
委員 長	以上について質疑を求める。
委員 長	県は既にそのようになっていて、それに合わせた形ということか。
庶務係長	そのとおり。
委員 長	これは、教育委員会の要綱だが、町の職員はどのようになるか。
学校教育課長	町職員は、町の全職員を対象とした町の要綱で定められている。改正のためには、町の要綱の改正が必要だが、役場は公用車使用が原則。今後、教育委員会のみ切り離して制定するか検討中。
委員 全員	他に質疑なく承認。
委員 長	報第44号 森町立幼稚園及び小・中学校備品管理要綱の一部改正について説明を求める。
庶務係長	報第44号 森町立幼稚園及び小・中学校備品管理要綱の一部改正について 備品管理について、森町役場と取り扱いを合わせるもの。 第2条は、定義において、備品の取得価格を3万円から5万円に変更し、「理科備品」についての記載を追加する。第6条は、第2条の改正と整合をとるもの。
委員 長	以上について質疑を求める。
委員 全員	質疑なし承認。
委員 長	報第45号 森町立小・中学校文書取扱要領の一部改正について説明を求める。
庶務係長	報第45号 森町立小・中学校文書取扱要領の一部改正について 養護教諭からの指摘事項で、文書分類一覧表を現状に合わせて磐周地区でそろえるように改正するもの。 改正内容については、今回、新たに追加するものとして、大分類3保健、中分類2、小分類14にアレルギー関係、大分類5人事、中分類2、小分類12に個人番号届、その下の中分類3日本スポーツ振興センター、小分類1の後ろに加入取りまとめ書と同意書と、4項目を追加する。その他、一覧表の項目名や説明、保存年数等の加除修正をする。
委員 長	以上について質疑を求める。

岡本委員	38ページの日本スポーツ振興センター事務の手引きについて、改正前に文字がないのに、改正後に日本スポーツ振興の文字が入って、訂正線があるが、何か意味があるか。
庶務係長	記載誤り。1番のところは改正なし。
委員全員	他に質疑なく承認。
委員長	報第46号 森町立小・中学校学籍事務取扱要領の一部改正について説明を求める。
庶務係長	報第46号 森町立小・中学校学籍事務取扱要領の一部改正について 学校長からの指摘事項で、字句の訂正と様式の追加をするもの。教育委員会と委員会という語句が混在しており、これを揃える。 改正内容については、様式第2号として転出児童生徒記録簿を、様式第5号として転入児童生徒記録簿を追加する。
委員長	以上について質疑を求める。
委員長	今まで無かったというより、掲載されていなかったものを載せたということか。
庶務係長	そのとおり。統一を図るため様式として定めた。
委員全員	他に質疑なく承認。
委員長	報第47号 障害を理由とする差別の解消の推進に関する森町県費負担教職員対応要領の制定について説明を求める。
庶務係長	報第47号 障害を理由とする差別の解消の推進に関する森町県費負担教職員対応要領の制定について 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定を受け、平成27年2月24日に閣議決定された基本方針に即して、県費負担教職員が適切に対応するために必要な事項を定めるもの。町職員については、同要領が平成28年4月1日から施行されているため、この要領は、県費教職員を対象としている。磐周地区教育課題検討委員会でも議事となり、調整している。
委員全員	質疑なし承認。

5 連絡事項

委員長	連絡事項について、説明を求める。
社会教育課長 庶務係長 学校教育課長	本日、森町男女共同参画計画校正原稿の配付について 次回は、臨時会を3月1日（水）午後1時30分から第3研修室で開催する。 平成28年度卒業式、平成29年度入学式出席者の変更について

6 閉会

委員長	以上で本日の日程を終了し、閉会とする。 14時38分閉会
-----	---------------------------------

上記のとおり、会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

署 名 人 委 員 長

委 員

委 員

委 員

教 育 長

事 務 局
